

基本目標 2 障害児に対する支援の充実

重点課題4 障害の発見と支援の充実

【障害の早期発見】

- 障害の早期発見については、保健所の乳幼児健診や発達相談が主な窓口であり、その後の療育機関の指導につなげています。しかし、健診で発見されないケースで、きょういく館、子ども家庭支援センターなどで相談を受けるケースや、身近な幼稚園や保育園などの機関が日常の場において気づき、発見・相談の窓口になることも多くなっています。
- 今後も、こうした窓口の多様性や広さを維持しつつ、連携を強化し、適切に学校教育へとつながる相談・指導体制の充実を図る必要があります。
- PDD（広汎性発達障害）、AD/HD（注意欠陥多動性障害）やLD（学習障害）などの発達障害については、家庭では気づきにくいため保護者の理解を得ることが難しい場合も多くあります。発達障害に対する理解を更に促進するとともに、幼稚園や保育園の職員の対応力を高め、子どもの育ちの支援を進めつつ、同時に親への支援につなげる仕組みづくりが求められています。

【乳幼児健診の推進】

- ・ 引き続き乳幼児健診を推進し、療育機関との連携を強化します。

【子どもに関わる関係機関職員の資質向上】

- ・ 子どもに関わる関係機関職員の対応力を高めるため、研修会等により資質向上を行います。

【発達障害児への対応】

- ・ 発達障害児への対応については、保健・福祉・教育等の職員で構成する総合発達支援体制庁内検討会において、発達障害に対する理解促進や相談体制の連携強化などを、推進していきます。

【保護者・家族への啓発】

- ・ 保護者や家族の理解を得るためにも区民への啓発活動を行います。

【年齢に応じた支援の充実】

〔乳幼児期の支援〕

- 障害の有無にかかわらず、できるだけ共に過ごし互いのふれあいの中で育ち・学ぶことは、障害への理解をはぐくみ、将来的にはノーマライゼーションの実現に貢献できることとなります。
- 現在、全ての保育園において心身障害児の受け入れを行っていますが、はっ

きり障害があると認定されなくても、保育上配慮が必要な児童の入園が増加しています。

児童のケースにより、個別に目標を定めた支援プログラムを保護者と共有することによる子どもや家族への支援が更に重要となっています。

- 幼稚園においても心身障害児受け入れ園だけでなく、区立全幼稚園で心身障害児の受け入れを行い、介助員の配置を行っています。今後、新たな特別支援教育の推進に伴い、心身に障害のある児童の入園が増加しているため、更なる充実が求められます。

- 保育園等での障害児の受け入れを促進するためには、障害児を受け入れた場合の保育士、介助員等の人員配置や保育士等の資質の向上を図ることが必要です。

同時に、障害児の専門機関である児童デイサービス（療育機関）と幼稚園・保育園が連携し、また、それぞれの特性を生かした支援を行うことが更に求められています。

- 児童デイサービスの利用者は、8割以上が幼稚園、保育園に在籍しています。子どもの主な日中活動の場である幼稚園、保育園などの関係機関と児童デイサービス（療育機関）や保護者が、子どもに対する共通の理解を進めながら支援をすることが、子どもの発達支援にとって重要です。

【乳幼児期の支援】

- ・ 引き続き幼稚園、保育園における障害児の受け入れを促進します。
- ・ 幼児療育機関（松が谷福祉会館）による巡回訪問など児童デイサービスと関係機関との連携を強化します。
- ・ 日中一時支援（日帰りのショートステイ）の充実など、障害をもつ乳幼児を抱える家族に対する支援を充実します。

〔学齢期の支援〕

- 障害児の保護者の就労等の支援のため、障害児の通学を支援するサービスと放課後の障害児の保育サービスの充実が求められています。
- 特別支援教育では、障害児の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、障害児一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導・支援が必要です。このためには、当該障害児の障害に応じた適切な教育を受けられる就学先の選択を行う必要があります。このための支援を行う就学相談の充実が求められています。
- 特別支援教育が法的に位置づけられ、これまでの特殊教育対象の障害だけで

なく、通常学級に在籍する知的な遅れを伴わない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童・生徒が対象となりました。また、特別支援学級・通級指導学級に在籍・通級する児童・生徒は増加傾向にあります。このため、特別支援教育の推進が求められています。

- 特別支援学校に在籍する障害児にとって、地域指定校に副籍を持つことは、在籍する同年代の児童・生徒との関係が構築され、居住する地域の一員としての自覚が生まれます。また、地域指定校に在籍する児童・生徒にとっても特別支援教育や障害に対する正しい理解と認識を深め、同じ社会に生きる人間として互いを理解し、共に支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができます。このため、双方の教育効果を高める観点から副籍制度の拡充が求められています。

【学齢期の支援】

- ・ 支援が必要な障害児に対する通学の際のガイドヘルパー派遣（障害児通学支援）を拡充します。
- ・ 長期休業期間や放課後の支援のため、障害児に対する放課後対策を平成 21 年度中に実施します。また、こどもクラブでの障害児の受け入れ拡大については、モデル事業を実施し、検討していきます。
- ・ 就学相談を充実します。
- ・ 特別支援教育に携わる教職員等を対象に研修を実施し、資質向上を図り児童・生徒の指導に生かします。
- ・ 支援を必要とする児童・生徒の安全確保の支援を行います。
- ・ 専門家の特別な教育的巡回指導により、配慮を要する児童・生徒と学校・教職員に対し適切な指導・助言を行います。
- ・ 特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小中学校と交流する、副籍制度を充実します。

副籍制度：特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、学校行事等における交流、日常の学習活動への参加や学校・学級だよりの交換等を通じて地域とのつながりの維持・継続を図る制度

〔卒業後の対策〕

- 学校卒業後に、地域生活や就労への移行ができるようにするためには、在学中から進路について学校と福祉、就労施策との連携による支援が必要です。
- 当事者、保護者にとっては、就労に対する不安もあり、在学中から就労の体験ができる仕組みづくりも求められています。

【卒業後の対策】

- ・ 特別支援学校と就労支援室の連携について、在学中からの連携体制を構築します。
- ・ 特別支援学校、保護者、区関係機関による個別支援会議を開催します。

【相談支援の充実】

- 障害の発見、乳幼児期の生活、就学、学齢期、卒業後の支援、成人期の地域生活まで、それぞれの時期に応じた支援が一貫して行われることによって、それぞれの円滑な移行が図られます。そのためには、各ライフステージにおける支援計画等が保護者や支援機関によって共有されることが必要であり、共有できるシステムの整備が求められています。
- 身近な幼稚園や保育園などの機関が日常の場において気付き、発見・相談の窓口になることも多くなっており、今後も、こうした窓口の多様性や広さを維持しつつ、連携を強化し、適切に学校教育へとつながる相談・指導体制の充実に努める必要があります。（再掲）
- 身近な幼稚園、保育園、学校などの場において障害に関わる相談を受け、適切な支援につなげるためには、各機関の職員の障害に対するスキルアップを図ることが必要です。

【乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援体制】

各支援機関の連携によるネットワークの強化を行い、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援の体制を充実します。

【各支援機関の連携（ネットワーク）の強化】

- ・ 保護者の希望により幼児療育（松が谷福祉会館）での「個別支援計画」、学齢期の「就学支援シート」「個別の教育支援計画」、相談支援事業者が作成する「個別支援計画」、就労支援事業における「移行支援計画」を繋げることで、ライフステージに応じた相談支援機関の連携を図ります。
- ・ 身近な幼稚園、保育園、学校など子どもに関わる身近な機関での相談支援と療育機関との連携を強化します。また、それぞれの機関で相談が受けられる体制整備のため、職員のスキルアップを図ります。

